

生衛いばらき WEB版 第36号

令和4年10月号

発行所 (公財)茨城県生活衛生営業指導センター

電話 029-225-6603

FAX 029-225-6638

1 第1回衛生水準の確保・向上事業推進会議を開催しました。

9月26日(月)茨城県三の丸庁舎会議室Bにて、松本徹 茨城県保健医療部生活衛生課長、花塚寿美 日立保健所次長、笠井明美 筑西保健所次長、森貴行 日本政策金融公庫水戸支店融資第二課長他各組合理事長の出席のもと標記会議を開催しました。

議題は(1)令和4年度衛生水準の確保・向上事業及び生活衛生同業組合活動推進月間について(2)令和4年度各生衛組合及び指導センター行動計画(案)について(3)質疑・意見交換(4)「行動計画」に関する取りまとめ等で、関係機関と連携を図りながら、積極的に組合活動を推進していくことを確認しました。

2 11月は標準営業約款普及登録促進月間です。

標準営業約款の制度は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、消費者利益擁護の観点から、消費者の店舗選択の利便を図ることを目的として創設された制度です。

この約款は、生活衛生関係営業の業種ごとに営業方法等に関し、役務等の内容及び施設設備の表示の適正化並びに損害賠償実施の確保の各事項について定めたものであり、当該約款に従って営業を行おうとする営業者は各都道府県生活衛生営業指導センター(以下「都道府県指導センター」という。)に登録を行うこととなっています。現在、理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業、一般飲食店営業の5業種について設定されています。

しかしながら、約款の登録は決して高い水準とはいえない状況にあるため、引き続き、理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業、一般飲食店営業の営業者はもとより、広く利用者又は消費者に対しても約款制度について普及・啓発活動を強化していくことが必要となっています。

このため、全国生活衛生営業指導センター及び都道府県指導センターでは、11月を「標

準営業約款普及登録促進月間」と定め、厚生労働省及び各関係行政機関等の協力を得ながら、5業種の各生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合等と連携して、全国的に多様な周知広報活動を強力に推進し、約款制度の周知を図り、併せて登録の推進を図っています。

茨城県生活衛生営業指導センターでは、茨城県並びに各市町村の広報紙への記事掲載を依頼するとともに、地域のイベント等での啓発グッズの配布、消費者懇談会の開催等で当制度の周知を図っていきます。

当店は安心です

Sマークのある 理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店は、
Safety安全であること Sanitation清潔であること Standard安心であること
3つのSを約束します。

理容
美容
クリーニング
めん類飲食
一般飲食店
BARBER

11月は、
Sマーク
標準営業約款普及
登録促進月間
です。

私たちはSマークのお店です。

らマークって
何？詳しくは
こちら

Sマークを掲げているお店は「安心」「安全」です
(公財)茨城県生活衛生営業指導センター
☎ 029 (225) 6603

3 お知らせ

- (1) 令和4年度最低賃金額の改定及び最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業のご案内

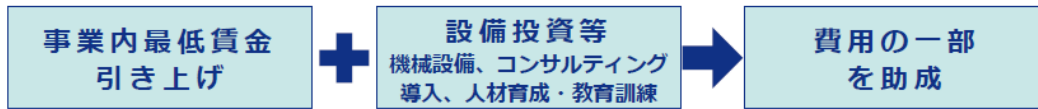
令和4年度 地域別最低賃金 改定状況

都道府県名	改定額【円】 ※括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額	引上げ額【円】	発効年月日
北海道	920 (889)	31	2022年10月2日
青森	853 (822)	31	2022年10月5日
岩手	854 (821)	33	2022年10月20日
宮城	883 (853)	30	2022年10月1日
秋田	853 (822)	31	2022年10月1日
山形	854 (822)	32	2022年10月6日
福島	858 (828)	30	2022年10月6日
茨城	911 (879)	32	2022年10月1日
栃木	913 (882)	31	2022年10月1日
群馬	895 (865)	30	2022年10月8日
埼玉	987 (956)	31	2022年10月1日
千葉	984 (953)	31	2022年10月1日
東京	1,072 (1041)	31	2022年10月1日
神奈川	1,071 (1040)	31	2022年10月1日
新潟	890 (859)	31	2022年10月1日
富山	908 (877)	31	2022年10月1日
石川	891 (861)	30	2022年10月8日
福井	888 (858)	30	2022年10月2日
山梨	898 (866)	32	2022年10月20日
長野	908 (877)	31	2022年10月1日
岐阜	910 (880)	30	2022年10月1日
静岡	944 (913)	31	2022年10月5日
愛知	986 (955)	31	2022年10月1日
三重	933 (902)	31	2022年10月1日
滋賀	927 (896)	31	2022年10月6日
京都	968 (937)	31	2022年10月9日
大阪	1023 (992)	31	2022年10月1日
兵庫	960 (928)	32	2022年10月1日
奈良	896 (866)	30	2022年10月1日
和歌山	889 (859)	30	2022年10月1日
鳥取	854 (821)	33	2022年10月6日
島根	857 (824)	33	2022年10月5日
岡山	892 (862)	30	2022年10月1日
広島	930 (899)	31	2022年10月1日
山口	888 (857)	31	2022年10月13日
徳島	855 (824)	31	2022年10月6日
香川	878 (848)	30	2022年10月1日
愛媛	853 (821)	32	2022年10月5日
高知	853 (820)	33	2022年10月9日
福岡	900 (870)	30	2022年10月8日
佐賀	853 (821)	32	2022年10月2日
長崎	853 (821)	32	2022年10月8日
熊本	853 (821)	32	2022年10月1日
大分	854 (822)	32	2022年10月5日
宮崎	853 (821)	32	2022年10月6日
鹿児島	853 (821)	32	2022年10月6日
沖縄	853 (820)	33	2022年10月6日

業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます 新型コロナの影響で売高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率※が前年同月に比べ3%ポイント以上低下した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・ 売り上げ減少幅：「30%」→「15%」 ・ 売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「3年前まで」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「定員7人以上又は車両本体価格200万円以下」

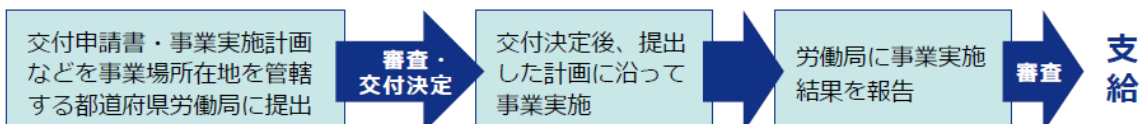
2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率	事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5	920円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10	870円以上 920円未満	4/5	9/10
			870円未満	9/10	

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

助成金支給までの流れ



各コースの概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上※	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	
		2～3人	70万円	
		4～6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上※	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上※	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上※	600万円	

※ 10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、**令和5（2023）年3月31日**です。

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫
店舗検索ページ

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

業務改善助成金（特例コース）のご案内

対象期間延長とともに

「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変更前	変更後
申請期限	令和4年7月29日まで	令和5年1月31日まで
賃上げ対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで

- ・ 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- ・ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により 利益率* が前年同月に比べ 5%ポイント以上低下した事業者 」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の比較対象期間見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和3年4月から【令和3年12月まで】 見直し後：令和3年4月から【令和4年12月まで】 ※比較対象期間を2年前まで→ 3年前まで に変更
助成率の引き上げ	【一律3/4】を、 事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】 に引き上げます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
 - ・ 比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
 - ・ 比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
 - ② **原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者**
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること
引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

特例コースの概要

助成額・助成率

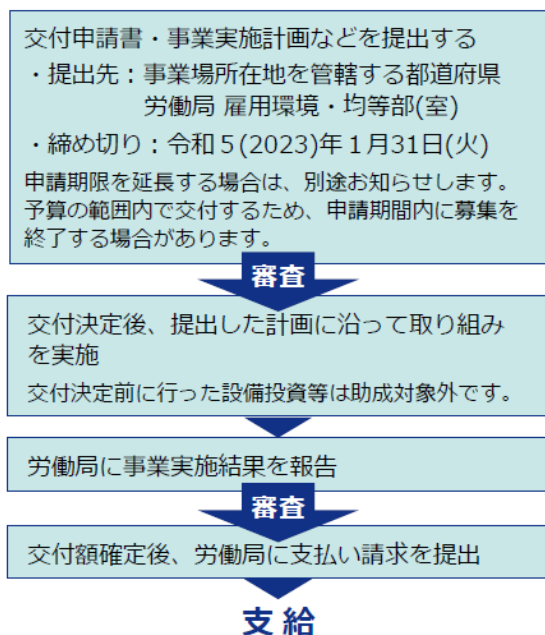
助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満：4／5 920円以上：3／4

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども対象（自動車は乗車定員11人以上から拡充）
B 業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

助成金支給までの流れ



助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

[参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：
各都道府県日本政策金融公庫



助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金 検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

(2) 地区経営相談室開設のご案内

当センターでは、生衛業者の皆様が次のような相談を身近で行えるよう利便性を考慮し、毎年**地区移動相談室**を開設しており、今回は次の日程で開催いたします。ご相談は無料です。内容は他に漏らしません。安心してお気軽にご相談ください。

○相談内容

- ・融資相談
- ・経営及び税務相談
- ・衛生管理の相談
- ・業界の情報提供
- ・標準営業約款（Sマーク）
- ・最低賃金と福利厚生

○対象業種（生衛業）

- ・美容業
- ・理容業
- ・クリーニング業
- ・ホテル旅館業
- ・食肉販売業
- ・飲食店営業（麺類、すし、中華料理、料理飲食等）
- ・興行 等

○相談日時及び場所

日程	時間	場所
令和4年 11月29日（火）	9:00～12:00	県南生涯学習センター 小講座室4 土浦市大和町9-1 ウララビル5F
12月 6日（火）	10:00～12:00	鹿嶋市商工会館 研修室 鹿嶋市宮中2-1-34 2F

問い合わせ先

（公財）茨城県生活衛生営業指導センター

電話 029-225-6603